

## 令和4年第2回定例会(令和4年6月17日)

総務企画消防委員会委員長 (阿部 真一 委員長)

去る6月8日の本会議において、総務企画消防委員会に付託を受けました「議第42号 令和4年度別府市一般会計補正予算(第3号)」関係部分ほか5件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

初めに、「議第42号 令和4年度別府市一般会計補正予算(第3号)」関係部分についてであります。

財政課関係部分では、コロナ禍において原油価格や物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担を軽減できるよう新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が拡充されたこと等に伴い、内示を受けた同交付金4億6,842万円を計上し、18歳以下の子育て世帯に対するクーポン券支給事業等の財源として充当しているとの説明がなされました。

次に、政策企画課関係部分では、8月末をもって廃止される路線バス内成棚田線の代替として、地域の移動手段を確保するため、コミュニティバスの運行に要する事業費746万7千円を計上し、また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、原油価格高騰の影響を受けているバス事業者に対する補助金1,150万円を計上しているとの説明がなされました。

委員から、コミュニティバス運行事業に関して、運輸支局との調整は図られているのかとの質疑がなされ、当局から、本事業は実施主体である本市が、道路運送法の規定に基づき大臣の許可を得ているタクシー事業者に委託して運行するものであり、事業内容等に関する運輸支局への相談については、指示を受けながら問題なく進めているとの答弁がなされました。さらに、同委員から、緊急措置として実証運行する期間に関する質疑がなされたのに対し、当局から、コミュニティバスの運行と並行し、地域住民とは、どのような運行形態がより良いのか等の協議をする予定にしており、本事業はその結論に至るまでの暫定的な運行として考えている旨の答弁がなされました。

一方、別の委員から、燃料油価格激変緩和対策事業に関して、コロナ禍において貸切バスはあまり運行していない状況にあるが、どのように補助金額を算出するのかとの質疑がなされたのに対し、当局から、国土交通省における事業を参考に、自動車燃料消費量調査による燃料消費見込量に燃料油の価格高騰相当額を乗じた額と今後の実績を比較し、いずれか多い方の金額を補助するものであるとの答弁がなされた次第であります。

続きまして、一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業と

して実施するコミュニティ助成事業助成金の交付が決定されたことに伴い、自治連携課及び防災危機管理課関係部分では、コミュニティ活動に必要な自治会公民館の備品や自主防災組織の活動に必要な資機材等の整備に対する助成金を、また、消防本部関係部分では、幼年消防クラブなどが火災予防運動等で使用する物品や消防団が訓練等で使用する組立式簡易水槽の購入費をそれぞれ計上しているとの説明がなされました。

これに対し、委員から、助成事業の募集等について質疑がなされ、当局から、本市公式ホームページや自治委員会等で周知し、8月末頃から10月末頃にかけて募集が行われるが、当該法人において審査され、不採択となった団体については、翌年度に再申請する団体もある旨の答弁がなされた次第であります。

以上の予算議案の採決におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、1件の条例議案及び4件のその他議案についてであります。

初めに、「議第43号 別府市税条例等の一部改正について」では、地方税法等の一部を改正する法律の規定に基づき、所要の改正措置を講じるため条例を改正しようとするものであるとの説明がなされました。

続きまして、「議第47号 製造請負契約の締結について」では、おおいた消防指令センターシステム整備業務のうち、本市において整備する製造請負契約の締結について、議会の議決を求めるものであるとの説明がなされました。

委員から、契約方法に関する質疑がなされたのに対し、当局から、消防指令業務の共同運用に伴い、大分市が当該センターで使用するシステムの事業者をプロポーザルにより選定した結果に従い、本市においても同事業者と随意契約したものである旨の答弁がなされました。

次に、「議第48号 動産の取得について」では、現有救急車両の老朽化に伴い、高規格救急自動車を購入入れることについて、議会の議決を求めるものであるとの説明がなされました。

これに対し、委員から、車両の更新時期等に関する質疑がなされ、当局から、医療機器の耐用年数が10年と定められていることから、車両も含め8年で更新しているとの答弁がなされた次第であります。

最後は、2件の「市長専決処分について」であります。

令和4年度税制改正により地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、「議第52号」では、別府市税条例の一部を改正する条例を、また、「議第53号」では、別府市都市計画税条例の一部を改正する条例を市長において専決処分したことから、議会に報告し、その承認を求めるものであるとの説明がなされました。

以上1件の条例議案及び4件のその他議案の採決におきましては、当局の説

明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決・承認すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過及び結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。